



# ŌMIYA NEWS



No.11

2022年7月28日

JR 東労組大宮地本

**本人希望や生活設計を無視した異常な運用は絶対に認められない!**



大地申  
第3号

本人の生活・キャリアプランを無視した異動を社員に押し付け、強行する「新たなジョブローテーション」の異常な運用の停止を求める緊急申し入れを提出!!



大宮地本は2020年4月「新たなジョブローテーション」の運用開始以降、労使議論を重ね正常な施策実施を目指してきました。6月15日には大地申第21号『「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施について」に関する検証結果に基づく申し入れ』交渉を行い、簡易苦情処理が運用開始以降6件も提出されている現状について議論を行いました。しかし、交渉から1ヶ月余りで5件もの簡易苦情処理が提出され、労使議論の形骸化と受け止めています。ある職場では異動態勢で自らのキャリアプランと異なる内容が示されたことに対し、なぜ自分が対象なのか聞くと管理者から「〇〇(社員名)でなくてはならない訳ではない」という施策の根幹を揺るがす発言までされています。

このような現状に対し、未加入者からも「自分たちは会社の駒だとしか感じない」「異動がある事は理解するが、社員を大事にしているとは到底思えない」「JR 東日本でこのまま働き続けるべきか本当に悩んでいる」「会社の考えのみで異動させるなら面談を行う意味が無い」等の声が届いています。将来に希望が持てず人材流出を引き起こしかねない事態であり、早急に対応すべきです。また本人希望を無視した異動の後に精神的な悩みを抱え就労できない社員も発生し、社員のみならずその家族の幸せも壊している大宮支社の運用は異常であると言わざるを得ません。

**6月以降、1ヶ月で5件もの簡易苦情処理が出される異常事態!!**

**施策を一旦中止し、非人道的な社員運用を改めることを求め、緊急申し入れを提出!!**



## 申し入れ項目

- 1.大宮支社管内において連続して出されている簡易苦情処理申請について会社の認識を示し早急に対策を講じること。また「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーション」施策の趣旨を支社・現場で理解を深め、労使の議論経過・議事録確認を遵守し目的に則った施策の運用が出来るようになるまで一旦中止すること。
- 2.この間の新たなジョブローテーションの趣旨を踏まえた面談やコミュニケーションを通じて社員の家庭状況などを把握しているにも関わらず、個々の事情を無視し、一方的に異動箇所を示すなどの非人道的な社員運用を直ちに改めること。
- 3.営業統括センターへの異動に伴う事前通知に具体的な在勤箇所を示さず、手交時にも「調整中」などという発言で実際に出勤する箇所も示さない理由を明らかにすること。また対象者に不安と混乱を与えないよう改善すること。

**会社は施策に向き合い職場で苦闘する仲間の想いを受け止めよ!!  
一方的な会社姿勢を許さず、労使議論の順守を求め全組合員でたたかおう!!**